

令和3年度

定期監査（上期）報告書

帯広市監査委員



帯 監 査 第 41 号

令和3年8月3日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様

帯 広 市 議 会 議 長 有 城 正 憲 様

帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 中 野 雅 弘 様

帯 広 市 監 査 委 員 川 端 洋 之

帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利

帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査（上期）について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。



# 定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

## 第1 監査の種類及び対象事務

- 1 種類  
地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）
- 2 対象事務  
財務に関する事務の執行

## 第2 監査の実施期間

令和3年4月21日から令和3年7月20日まで

## 第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）を設け監査を行うとともに、過去の定期監査における監査結果等の是正状況についても確認を行った。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、都市環境部 環境室 環境課の支出事務の一部について、川端洋之監査委員を除斥した。

## 第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）
- 3 過去の監査結果等の是正状況について

## 第5 監査の対象部局及び範囲、方法

### 1 対象部局

部	室	課
政策推進部	広報秘書室	広報広聴課、秘書課
	財務室	財政課
	税務室	資産税課
農政部	ばんえい振興室	ばんえい振興課
都市環境部	都市建築室	都市政策課、住宅営繕課
	環境室	環境課、みどりの課、清掃事業課
	中島地区振興室	中島地区振興課
上下水道部	経営室	料金課
	技術室	水道課
議会事務局		総務課

### 2 範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された事務

### 3 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第6 監査の結果

### 1 収入及び支出事務等の執行状況について

収入及び支出事務等の執行状況について監査した結果、本報告書に特記すべき事項はなかった。

### 2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）

過去の定期監査において、歳入を納期限までに納付しない者に対し、督促状により督促することなく滞納整理事務がすすめられていた事例が確認された。

滞納整理事務はその端緒である徴収事務を含め市民の財産に直接影響するものであり、不適正な事務によりすすめられた場合の重大性や影響度合いなどを考慮の上、全庁的な監査が必要であると判断し、「徴収事務・滞納整理事務の執行状況について」を重点項目とした。

なお、重点項目の監査をすすめるに当たっては、次の(1)から(5)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果を記載した。

- (1) 納入の通知は適正に行われているか  
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (2) 過誤納金の還付手続きは適正に行われているか  
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (3) 延滞金又は遅延損害金の徴収事務は適正に行われているか  
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (4) 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ、記録しているか  
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (5) 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続きは適時かつ適正に行われているか  
次の収入事務に係る滞納整理事務について、使用料又は手数料を納期限までに納付しない者に対する督促を行った際、督促状に行政不服審査法第82条第1項の規定による審査請求をすることができる旨の教示をしていないものがあった。

特記事項の項目	科目	所管課
滞納整理事務（督促手続きの不備）	公営住宅使用料	住宅営繕課
	公園等使用料	みどりの課
	ごみ処理手数料	清掃事業課

### 3 過去の監査結果等の是正状況について

過去の監査結果等の是正状況について監査した結果、次の契約事務について、是正が確認できない事務があった。

特記事項の項目	内容	所管課
入札等（仕様書の不備）	市営住宅消防用設備保守点検業務委託について、契約締結時の仕様と受託業者からの点検結果の報告における点検箇所数が相違していた。 この当該業務委託における相違は、平成29年度及び令和元年度にそれぞれ実施した定期監査においても同様の指摘を行っていたが改善が図られていなかった。	住宅営繕課

## 第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、重点項目として監査した徴収事務及び滞納整理事務において、関係法規に基づいた手続きがなされていない事例が見受けられました。

徴収事務及び滞納整理事務は、市民の財産に直接的に影響を及ぼすものであり、その事務手続きは、誤りのないよう細心の注意を払いながらすすめることが必要ですので、制度理解の促進を図り、より一層、適正な事務執行の確保に努められることを求めます。

また、これまで複数回にわたり指摘した同一の契約事務について、依然として改善が図られていない事例がありましたことにつきましては、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。

今後におかれましては、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれるとともに、より一層の適正な事務執行に努められることを期待いたします。